

議 長 日程第2「議案第39号松田町表彰条例の一部を改正する条例に」について、
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号松田町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。最近の社会情勢により、各種委員等が担い手不足であることから、表彰基準を見直し、町政等に尽力された方を広く表彰の対象としたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、松田町表彰条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正の目的といたしましては、各種委員等について、最近の社会情勢により、また、少子高齢化や勤続年数の延長等の影響から、担い手不足や、在職期間が短くなっているところでございます。また、選出についても苦慮している状況で、やむを得ず各種委員を兼ねる方もおり、1人にかかる負担も増加する傾向でございます。このような状況から、表彰の重みを継承しつつ、最近の社会情勢を考慮し、町政等に尽力された方に対し、表彰の対象とすることを目的としています。

改正内容につきましては、4点ございまして、1点目は最近の社会情勢により、在職年数の見直しとして、各種委員等の在職年数を12年から10年といたします。2点目につきましては、スポーツでの功績に対し、表彰の対象であることを明示をします。3点目として、在職年数の見直しとして、各職の種別を異にして在職した期間について、それぞれの職における在職年数について、有利な在職年数に換算できることとします。4点目として、再表彰の見直しとして、既に表彰を受けた者であっても、別の表彰事由に該当するときは、重ねて表彰することができることとします。

それでは、2枚おめくりいただき、3枚目の新旧対照表にて説明をさせていただきます。新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。第3条第1項第5号から第8号の各種委員について、在職年数を現行12年から10年に改正するものでございます。次にですね、第3条第2項を第9号として、

第3条第1項に加えて、第3号第2項とします。次に第4条第1項第2号ですが、教育、芸術、科学、1枚おめくりいただいて、科学の後にスポーツを加えるものでございます。次に、第5条在職年数の計算でございますが、第3項で、各職の種別を異にして在職した場合に、在職期間が換算できるものとします。次に、第11条は、既に表彰を受けた者であっても、別に表彰事由に該当することは、重ねて表彰することができるというものといたします。

改正本文の2枚目をお開きください。最下段、附則でございます。施行期日でございますが、公布の日からでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お聞かせ願いたいと思います。この表彰条例の一部改正につきましては、説明のとおりですね、在職年数を短縮することによって、町に貢献をされた方に対する表彰をですね、より多くの方にですね、対象とするというふうな趣旨というのはですね、理解ができました。

そこでですね、各種委員等ということで、参考資料の中にありますけれども、それぞれの任期をですね、お伺いをしたいと思います。というのは、これで在職年数を12年から10年とするとした場合ですね、ここに書かれてる各種委員等につきましては、私の…ちょっと全部は把握していないんですけれども、任期は4年間というのがですね、多いと思います。そうしますと、3期やらないとですね、12年でも3期、10年でも3期。だから3期やらないと、表彰の対象にならないというふうに理解をするんですね。ここでどうせそれを短縮をしてですね、表彰の対象にするのであれば、もう少しそこを、例えば8年というふうな形の中でですね、その任期に対する倍数、3倍を2倍にするというふうな改正があってもよからうではないかなというふうにも考えます。そこでまず1点目は、その参考資料2の中の、各種委員等の任期をお知らせいただきたいと思います。

参事兼総務課長 ただいまの質問ですけれども、おおむね大体4年でございますが、ちょっと今、個々の任期について細かい資料がちょっとございませんので。

町 長 ここにいて、分かるやつが言えればいいじゃん。

- 政策推進課長 監査委員のほうは2年になります。
- 参事兼総務課長 選管は4年。
- 教育課長 教育委員4年です。
- 税務課長 固定資産は3年です。
- 参事兼総務課長 基本的に、行政協力員と、消防団と、交通指導隊につきましては、任期自体は決まっておりませんので、ないです。
- 町民課長 直接担当ではないですけど、3年だったと。
- 6 番 井 上 はい、ありがとうございました。そうですね。そうしますとね、4年または3年ということだと思います。その中では、4年というのは選挙管理委員、教育委員が4年ということで、その中で監査委員とか農業委員、固定資産評価委員、民生委員、児童委員が3年ということで、それらの方が5期または4期以上、2年の方は5期、3年の方は4期ということで、そうすると10年を超えるという解釈かなというふうに思います。ここで2年短縮したというのは、そういった理由だということによろしいでしょうか。
- 参事兼総務課長 今回の場合ですと、各種委員を兼ねてやった場合の換算もございますので、単純にそういった形ではなく、そういったものを足した中で10年ということもできるという形の中で、10年とさせていただいているところでございます。例えば、選挙管理委員会をやっている、それから兼ねて固定資産評価審査委員さんをやってるとか、今回いろんな職を兼ねてやる方が多いという中で、そこを全部足し込んで10年になる方を表彰の対象としましょうという形で、今回提案をさせていただいているところでございます。
- 6 番 井 上 はい、分かりました。ありがとうございました。これ自体はですね、換算の部分はあるので、そういった換算の部分のところを救済するために、ここで2年短縮をされたというふうなところもあるということと理解をいたしました。ありがとうございます。
- 議 長 ほかにございますか。
- 4 番 平 野 こちらの委員の中には、社会教育委員というのはもともと入ってなかったんでしたっけ。
- 参事兼総務課長 条例上ですね、社会教育委員さんの記載は特になかったということです。

4 番 平 野 社会教育委員も何回かのね、会議があったり、いろいろな、それこそ生涯学習に関することとか決めて…決めてというか話し合いをね、されて貢献されているように思います。やっぱりそのなり手がいないということも、すごく聞いています。ほかの委員もね、なかなかそのなり手がいない中、今回この、いろいろ換算するとか合算するということが可能になったというので、表彰自体を目的にすれば、ああ、それはいいことだなと思ったんですが、逆に言うと、いろんな方に声をかけていくということが、逆にちょっと何というか、何というか、ちょっといいかなみたいになっちゃうと、それはまずいかなと思うんですけども、やっぱりいろんな人に町のことに携わってもらおうというのもすごく大事で、それに対する表彰だと思うので、その辺のところはどういうふうに工夫されてますか。

参事兼総務課長 その辺につきましては、一般表彰の中で、町民または本町に関係ある個人もしくは団体で、教育、芸術、科学、今回スポーツ等ということでなってますので、その中で表彰していこうという考えでございます。

4 番 平 野 分かりました。そうすると、社会教育委員なんかも、そっちのほうで対象にはなっているということよろしいですか。

参事兼総務課長 そのとおりでございます。よろしくお願いします。

4 番 平 野 それでは、そのようにしていただければいいんですが、どちらにしても今言ったように、より広く、常に協働のね、精神に基づいて声をかけていく。そしてどんどんね、世代を若くしていかなきゃいけないので、その辺のところをぜひ心がけていかれるようお願いいたします。

1 2 番 大 館 先ほど井上議員の質問の中でですね、任期で3年が多いわけじゃないですか。3期やって9年だよね。ほかの委員とか関係の、行政関係の仕事を換算できるという話ですけども、それは限られた人になっちゃうと思う。ほとんどの方が9年で終わりなんですよ。それでましてや、民生児童委員についてはですね、以前何かの会議のときに、民生委員の会議かな。ちょっと出席させてもらったときにですね、若返りをしたい、させたいので、極力3期で代わってほしいというような、国からのそういう要請があったとかいう、そういう話も聞いてます。ですからその、10年というのは確かに区切りかもしれませんが、

例えば3期以上とか、読み替えることができるようなことができればね、あえてそういうこじつけたような答弁でなくて済むのかなというふうに思いますけど、その辺はどうなのでしょう。

参事兼総務課長 この年数につきましては、表彰審査委員会の中でもいろいろと議論させていただいたところでございます。確かに何期、何期という区分もありますけども、期でくくってしまうと、任期がみんなそれぞれに違う部分もありますので、その辺も考慮しながら、それとあと近隣の市町村の状況も見ながらですね、この年数のほうは10年とさせていただいたところでございます。

12番 大 舘 町長の提案理由の中でですね、町政に尽力され表彰対象者を広く、担い手不足の解消のためにという文言がありますよね。ですから極力ね、本当の意味の広く表彰をしてあげて、人材を確保するというような方法をとらなきゃいけないと思うんですけども。まあ、いろいろ事情はあるでしょうけども、その辺の配慮をね、してほしかったなというように感じますけども、いかがでしょう。

参事兼総務課長 今回のその表彰ですけども、特にこの自治功労表彰ということでございますので、かなりこの自治功労表彰というのは重いものという考えの中で、そういったことで10年という、2年短縮で10年ということにさせていただいてるところでございます。よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

異議なしと認め、討論を打ち切り採決を行います。議案第39号松田町表彰条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。